

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）（抄）

（認定の取消し等）

第十六条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一、二（略）

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなったとき。

四～七（略）

2 主務大臣は、前項の規定による実習認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。

（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一（略）

二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三～十二（略）

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年四月七日政令第三百三十六号）（抄）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四（略）

五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二、第七十三條の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六 以下略

- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2（略）

（両罰規定）

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十三条の二若しくは第七十四条から第七十四条の六までの罪、第七十四条の六の二（第一項第三号及び第四号を除く。）の罪若しくはその未遂罪又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。